



APO_社労士通信

従業員の守秘義務

昨年大手企業の顧客情報が大量に流出し、不正競争防止法により担当者が逮捕されるほか、役員が引責辞任に至る事件がありました。企業が営業活動を行うにあたっては、顧客情報をはじめ技術情報や営業上のノウハウ、個人情報、財務情報など多くの機密情報が存在し、これらの情報の漏洩や悪用は企業にとって大きなリスクとなり得ます。今回は機密情報を守るためにも、在職中及び退職後の従業員の守秘義務に焦点をあててみましょう。

●在職中の守秘義務

従業員が労働契約に基づいて在職中に負っている義務は、単に労務を提供するのみではありません。労働契約法第3条4項では、「労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない」と定め、労働契約や就業規則等における定めの有無に関わらず、誠実義務の一内容として在職中は当然に守秘義務を負うと解されています。その上で多くの企業では、就業規則に守秘義務について明記し、更に入社時に誓約書の提出を求め、違反に対しては懲戒処分をもってあたるなど、従業員に守秘義務を自覚させることによって、情報の漏洩を抑制する運用をしています。

●退職後の守秘義務

退職後に関しては、個別の合意が無い場合に従業員が守秘義務を負うか否かは見解が分かれるところですが、一般的には労働契約上の明確な根拠として、就業規則上の定めや入社時や退職時の誓約書等が初めて義務が発生すると考えられています。ただし就業規則等によって守秘義務を定めたとしてもそれが常に有効となるわけではありません。具体的に秘密保持の対象を明確に定めるとともに、秘密の性質・範囲、価値や従業員の退職前の職位に照らして合理的であることが必要となります。また合意の方法は特に制限がなく、例えば口頭であってもその効力が否定されるものではありませんが、紛争をさけるためにも誓約書などのように書面化することが肝心です。

●競合避止義務

競合避止義務とは、使用者と競合する企業への就職や、自ら競合する事業を営むことを制限することを言います。競合避止義務は憲法第22条1項に定める「職業選択の自由」に直接的に制限を課すものであることから、合理性が無い場合には公序良俗に反し無効となるなど限定的に解されています。有効性が認められるためには、

①競合が制限される期間 ②競合が制限される場所的範囲 ③競合制限の対象となる職種の範囲 ④代償の有無

などについて、使用者の利益・労働者の不利益・社会的利害の3点から総合的に見て合理性がある必要があります。ただし期間・場所・職種について何の制限も設定しない場合には、競合避止の範囲が適当でないとして、無効となるリスクが高まります。労働者がこの義務に違反した場合には競合行為の差止請求や損害賠償請求、退職金の不支給や返還請求などといった措置をとることが考えられます。

●不正競争防止法による営業秘密の保護

不正競争防止法では、従業員の在職中のみでなく退職後においても、従業員が取得又は開示された営業秘密を、不正の利益を得るためや加害目的で使用することを禁止しています。これに違反した場合には差止請求、損害賠償請求など民事上のみならず、刑事罰の対象とされるとしています。ただし、この法における営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」とされており、①秘密管理性 ②有用性 ③非公知性の3要件を満たさないと同法の保護の対象とはならないとされています。



知っておきたいミニ知識

第 83 回 高額療養費の区分の細分化

長期入院や治療により、医療費の自己負担額が高額になった場合に適用される「高額療養費」制度について、平成27年1月診療分から、70歳未満の被保険者の所得区分が従来の3区分から次のように5区分に細分化されました。(標準報酬月額=標月とします)

被保険者の所得区分		被保険者の所得区分
A 標月 53 万円以上	→	ア 標月 83 万円以上 イ 標月 53 万円以上 79 万円以下
B A・C 以外	→	ウ 標月 28 万円以上 50 万円以下 エ 標月 26 万円以下
C 市町村民税非課税者	→	オ 市町村民税非課税者

従来の区分 A がア、イの2区分になり、自己負担限度額は引上げられました。一方、標準報酬月額 26 万円以下で市町村民税が非課税でない場合は、新たにエの区分が設けられ、従来に比べ負担が軽減されることになりました。

また、医療費が高額になると見込まれる場合に、窓口負担を自己負担限度額までとするため、あらかじめ保険者から「限度額認定証」の交付を受けることができますが、今回の区分変更に伴い、従来のものは使用できなくなりましたので、必要な場合には改めて保険者(協会けんぽまたは健康保険組合)へ申請することが必要です。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp
〒162-0824 東京都新宿区塩場町 1-18 飯田橋ビル 7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧ください。
<http://www.apoutsourcing.jp/>